

食安輸発1216第1号
平成25年12月16日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産養殖鰻加工品(白焼き、蒲焼き及び肝加工品に限る。)のエンロフロキサシン)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号(最終改正:平成25年11月29日付け食安輸発1129第3号)により通知したところです。

今般、輸入時検査実績を確認した結果、標記の食品及び検査項目については、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、上記通知の別表1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
養殖鰻加工品 (白焼き、蒲焼き及び肝加工品に限る。)		エンロフロキサシン	別表2の7及び平成19年8月8日付け食安輸発第0808002号によること。	平成17年1月24日付け食案発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	エンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。

を削除するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。